

令和7年（2025年）

第1回可児市議会定例会議案

令和7年2月25日

目 次

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 4 令和 6 年度可児市一般会計補正予算（第 7 号）	4
議案第 1 号	令和 7 年度可児市一般会計予算について 5	5
議案第 2 号	令和 7 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について 5	5
議案第 3 号	令和 7 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について 6	6
議案第 4 号	令和 7 年度可児市介護保険特別会計予算について 6	6
議案第 5 号	令和 7 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について 7	7
議案第 6 号	令和 7 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計予算について 7	7
議案第 7 号	令和 7 年度可児市土田財産区特別会計予算について 8	8
議案第 8 号	令和 7 年度可児市北姫財産区特別会計予算について 8	8
議案第 9 号	令和 7 年度可児市平牧財産区特別会計予算について 9	9
議案第 10 号	令和 7 年度可児市二野財産区特別会計予算について 9	9
議案第 11 号	令和 7 年度可児市大森財産区特別会計予算について 10	10
議案第 12 号	令和 7 年度可児市水道事業会計予算について 10	10
議案第 13 号	令和 7 年度可児市下水道事業会計予算について 11	11
議案第 14 号	令和 6 年度可児市一般会計補正予算（第 8 号）について 12	12
議案第 15 号	令和 6 年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につ いて 12	12
議案第 16 号	令和 6 年度可児市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について 13	13
議案第 17 号	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 14	14
議案第 18 号	可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 16	16
議案第 19 号	可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について 18	18
議案第 20 号	可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について 23	23
議案第 21 号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて 25	25
議案第 22 号	可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 50	50
議案第 23 号	可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について 63	63
議案第 24 号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 65	65
議案第 25 号	可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について 105	105

議案第26号	可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第27号	可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	109
議案第28号	可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	112
議案第29号	可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	114
議案第30号	可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について	117
議案第31号	可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	123
議案第32号	可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	124
議案第33号	可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	127
議案第34号	可茂広域公平委員会委員の選任について	129
議案第35号	請負契約の締結について	130
議案第36号	請負契約の変更について	131

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月21日専決

可児市長 富田 成輝

記

令和6年度可児市一般会計補正予算（第7号）（別冊）

議案第 1 号

令和 7 年度可児市一般会計予算について

令和 7 年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 2 号

令和 7 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

令和 7 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

令和 7 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 7 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 4 号

令和 7 年度可児市介護保険特別会計予算について

令和 7 年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

令和 7 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

令和 7 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 6 号

令和 7 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算
について

令和 7 年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算を別冊のと
おり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第7号

令和7年度可児市土田財産区特別会計予算について

令和7年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第8号

令和7年度可児市北姫財産区特別会計予算について

令和7年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第9号

令和7年度可児市平牧財産区特別会計予算について

令和7年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第10号

令和7年度可児市二野財産区特別会計予算について

令和7年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

令和7年度可児市大森財産区特別会計予算について

令和7年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第12号

令和7年度可児市水道事業会計予算について

令和7年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

令和7年度可児市下水道事業会計予算について

令和7年度可児市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

令和6年度可児市一般会計補正予算（第8号）について

令和6年度可児市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

令和6年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年可児市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>

(7)～(9) (略)

(7)～(9) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び<u>第4項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条、第5条から第6条まで、第9条から<u>第12条</u>まで、第12条</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条、第5条から第6条まで、第9条から<u>第11条</u>まで、第12条</p>

の3、第16条から第18条まで、第22条及び第23条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。

第10条 給与条例第11条、第12条及び第12条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 2 (略)

別表（第7条関係）

号給	給料月額 (円)
1	<u>380,000</u>
2	<u>427,000</u>
3	<u>477,000</u>
4	<u>539,000</u>
5	<u>615,000</u>
6	<u>718,000</u>

の3、第16条から第18条まで及び第23条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項、第22条第2項第1号及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。

第10条 給与条例第11条及び第12条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 2 (略)

別表（第7条関係）

号給	給料月額 (円)
1	<u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第

817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第2項並びに第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、市の規則で定めるもの

(2) (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、市の規則に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第2項並びに第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。以下同じ。）の介護をする職員であって、市の規則で定めるもの

(2) (略)

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる子のある職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、市の規則に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって市の規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある」と、「その子を療育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合にお

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市の規則で定める者に該当する場合にお

る当該職員を除く。)が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(規則への委任)

第17条 (略)

る当該職員を除く。)が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(規則への委任)

第17条 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせな

なければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、市の規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第20号

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の育児休業等に関する条例（平成4年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第21号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>单身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で</p>

他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 削除

扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに

至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(通勤手当)

第13条 職員には、その通勤距離に応じ、通勤手当を支給する。ただし、その支給月額は、55,000円を超えることはできない。

(通勤手当)

第13条 職員には、その通勤距離に応じ、通勤手当を支給する。ただし、その支給月額は、150,000円を超えることはできない。

(単身赴任手当)

第13条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移動の直前の住居から当該異動又は公署の移動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（市の規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市の規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市の規則で定める額を加算した額）とする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 前条の規定に基づく市の規則で指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 前条の規定に基づく市の規則で指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分

<p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条の3 (略)</p> <p>2 第5条第3項及び第4項、第6条、第10条から第12条まで並びに第12条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3 第11条、第12条及び第12条の3の規定は、育児任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(初任給調整手当等の支給方法)</p> <p>第25条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>	<p>の150を乗じて得た額) とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条の3 (略)</p> <p>2 第5条第3項及び第4項、第6条、第10条並びに第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>3 第11条及び第12条の3の規定は、育児任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(初任給調整手当等の支給方法)</p> <p>第25条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>
---	---

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表のように改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において可児市職員の給与支給に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第1から附則別表第3までに掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「(5) 重度心身障がい者
は (6) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例（令和4年可児市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第10条 第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第6条第2項及び第4項から第6項まで、第10条から第12条まで並びに第12条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第10条 第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例第6条第2項及び第4項から第6項まで、第10条並びに第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

附則別表第1（附則第2条関係）

行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34

51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78	74	
87	83	79	79	75	
88	84	80	80	76	
89	85	81	81	77	
90	86	82	82	78	
91	87	83	83	79	
92	88	84	84	80	
93	89	85	85	81	
94	90	86	86	82	
95	91	87	87	83	
96	92	88	88	84	
97	93	89	89	85	
98	94	90	90	86	
99	95	91	91	87	
100	96	92	92	88	
101	97	93	93	89	
102	98	94	94	90	
103	99	95	95	91	
104	100	96	96	92	

105	101	97	97	93	
106	102	98	98	94	
107	103	99	99	95	
108	104	100	100	96	
109	105	101	101		
110	106	102			
111	107	103			
112	108	104			
113	109	105			

附則別表第2（附則第2条関係）

医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46

51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100

105	101	101
106	102	102
107	103	103
108	104	104
109	105	105
110	106	106
111	107	107
112	108	108
113	109	109
114	110	
115	111	
116	112	
117	113	
118	114	
119	115	
120	116	
121	117	
122	118	
123	119	
124	120	
125	121	

附則別表第3（附則第2条関係）

福祉職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42

51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		

105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		

別表（第2条関係）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）								
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	361,000	379,500	407,500	450,000	

43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	418,000	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	418,300	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	418,500	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,700	
86	256,000	297,100	346,000	386,500	398,500	419,000	
87	256,300	297,400	346,400	386,900	398,800	419,300	
88	256,600	297,700	346,800	387,300	399,000	419,500	
89	256,900	298,000	347,000	387,600	399,200	419,700	

	90	257,200	298,300	347,400	388,000	399,500	420,000	
	91	257,500	298,600	347,800	388,400	399,800	420,300	
	92	257,800	299,000	348,200	388,800	400,000	420,500	
	93	258,100	299,200	348,400	389,100	400,200	420,700	
	94		299,400	348,800	389,500	400,500	421,000	
	95		299,700	349,200	389,900	400,800	421,300	
	96		300,100	349,500	390,300	401,000	421,500	
	97		300,300	349,800	390,600	401,200		
	98		300,600	350,200	391,000	401,500		
	99		301,000	350,600	391,400	401,800		
	100		301,400	351,000	391,800	402,000		
	101		301,600	351,500	392,100	402,200		
	102		301,900	351,900	392,500			
	103		302,200	352,300	392,900			
	104		302,500	352,700	393,300			
	105		302,700	353,200	393,600			
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200
	2	209,600	242,800	282,300	295,800
	3	211,400	245,000	282,800	296,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900
	5	214,800	249,400	283,800	297,400
	6	216,700	250,400	284,300	298,000
	7	218,500	251,300	284,800	298,600
	8	220,200	252,200	285,300	299,100
	9	221,900	253,100	285,800	299,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300
	13	229,600	257,100	287,800	301,800
	14	231,600	257,800	288,300	302,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200
	16	235,600	259,400	289,300	303,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500
	19	241,700	262,700	290,800	306,400
	20	243,700	263,800	291,300	307,300
	21	245,600	264,900	291,800	308,100
	22	246,800	266,000	292,300	309,000
	23	248,000	267,100	292,800	309,900
	24	249,100	268,200	293,300	310,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600
	26	251,100	270,300	294,400	312,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400
	28	252,900	272,400	296,000	314,300
	29	253,700	273,400	296,700	315,100
	30	254,500	274,100	297,500	316,200
	31	255,200	274,800	298,300	317,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400
	33	256,700	276,200	299,800	319,500
	34	257,500	276,800	300,600	320,600
	35	258,300	277,300	301,400	321,700
	36	259,000	277,800	302,100	322,800
	37	259,700	278,300	302,900	323,900
	38	260,600	278,900	303,700	325,100
	39	261,500	279,400	304,500	326,200
	40	262,300	279,900	305,300	327,300
	41	263,100	280,300	306,000	328,100
	42	264,000	280,800	307,000	329,200
43	264,800	281,300	308,000	330,300	

44	265,600	281,800	308,900	331,300
45	266,400	282,300	309,800	332,300
46	267,100	282,800	310,800	333,300
47	267,800	283,300	311,800	334,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300
49	269,000	284,300	313,600	336,500
50	269,500	284,800	314,600	337,800
51	270,000	285,300	315,600	339,000
52	270,400	285,800	316,600	340,200
53	270,800	286,300	317,400	341,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300
55	271,800	287,300	319,400	343,400
56	272,200	287,800	320,300	344,700
57	272,600	288,300	321,200	345,700
58	273,000	289,100	322,200	346,600
59	273,400	289,900	323,200	347,700
60	273,800	290,600	324,100	348,900
61	274,200	291,300	325,000	350,000
62	274,600	292,200	326,200	351,200
63	275,000	293,100	327,400	352,400
64	275,400	293,900	328,600	353,400
65	275,800	294,700	329,300	354,400
66	276,200	295,600	330,400	355,400
67	276,600	296,400	331,500	356,500
68	277,000	297,200	332,400	357,600
69	277,400	298,000	333,500	358,400
70	277,900	298,900	334,200	359,500
71	278,400	299,800	335,300	360,600
72	278,800	300,700	336,400	361,600
73	279,200	301,600	337,500	362,300
74	279,800	302,500	338,700	363,100
75	280,400	303,400	339,800	363,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600
77	281,400	305,100	342,000	365,200
78	282,000	306,100	343,100	365,700
79	282,600	307,100	344,100	366,200
80	283,100	308,000	345,200	366,700
81	283,600	308,500	346,100	367,300
82	284,100	309,400	347,100	367,800
83	284,600	310,300	348,000	368,300
84	285,100	311,100	349,000	368,800
85	285,600	311,900	349,900	369,200
86	286,100	312,900	350,700	369,600
87	286,600	313,900	351,500	370,200
88	287,100	314,900	352,300	370,700
89	287,600	315,800	352,900	371,000
90		316,900	353,500	371,500

	91		317,900	354,100	371,900
	92		318,900	354,700	372,200
	93		319,700	355,100	372,800
	94		320,400	355,500	373,300
	95		321,100	356,000	373,800
	96		321,700	356,400	374,300
	97		322,200	356,900	374,900
	98		322,500	357,300	375,400
	99		323,100	357,800	375,900
	100		323,700	358,200	376,300
	101		324,100	358,500	376,900
	102		324,700	359,000	377,400
	103		325,300	359,400	377,900
	104		325,800	359,700	378,400
	105		326,200	360,100	379,000
	106		326,700	360,600	379,400
	107		327,200	361,100	379,900
	108		327,700	361,600	380,400
	109		328,100	362,100	381,000
	110		328,500	362,600	
	111		328,800	363,100	
	112		329,100	363,500	
	113		329,400	363,900	
	114		329,800	364,300	
	115		330,100	364,800	
	116		330,400	365,300	
	117		330,600	365,700	
	118		330,900	366,200	
	119		331,200	366,700	
	120		331,400	367,200	
	121		331,600	367,500	
	122		331,900		
	123		332,200		
	124		332,500		
	125		332,700		
	126		333,000		
	127		333,400		
	128		333,600		
	129		333,800		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,600	254,300	287,800	313,800
	2	201,300	255,900	288,800	315,500
	3	203,000	257,500	289,700	317,000
	4	204,700	258,800	290,600	318,500
	5	206,300	260,300	291,500	319,700
	6	207,900	261,500	292,400	321,100
	7	209,500	262,600	293,300	322,500
	8	211,100	263,700	294,200	323,900
	9	212,700	264,800	295,000	325,300
	10	214,500	265,900	296,000	326,800
	11	216,300	267,000	297,200	328,200
	12	217,400	268,100	298,300	329,600
	13	218,500	269,200	299,500	331,000
	14	219,700	270,100	300,600	332,600
	15	220,900	271,000	301,700	334,200
	16	222,000	271,800	302,800	335,700
	17	223,100	272,400	303,900	337,200
	18	224,100	273,100	305,000	338,800
	19	225,100	273,900	306,100	340,400
	20	226,100	274,600	307,100	341,900
	21	227,100	275,600	308,100	343,400
	22	228,500	276,500	309,100	344,900
	23	229,800	277,400	310,100	346,400
	24	231,100	278,300	311,100	347,900
	25	232,400	279,300	312,100	349,400
	26	233,700	280,200	313,100	351,000
	27	235,000	281,100	314,100	352,600
	28	236,200	282,000	315,100	354,100
	29	237,400	282,900	316,100	355,300
	30	238,400	283,700	317,200	356,800
	31	239,400	284,600	318,300	358,300
	32	240,400	285,500	319,400	359,800
	33	241,400	286,500	320,500	361,200
	34	242,400	287,500	321,600	362,700
	35	243,300	288,500	322,700	364,200
	36	244,200	289,400	323,800	365,700
	37	245,100	290,300	324,800	367,100
	38	246,000	291,300	325,900	368,500
	39	246,900	292,300	327,000	369,900
	40	247,700	293,200	328,000	371,300
	41	248,500	294,100	329,000	372,300
	42	249,100	295,100	329,900	373,400
43	249,700	296,100	330,800	374,300	

44	250,300	297,000	331,700	375,400
45	250,800	297,900	332,600	376,100
46	251,300	298,800	333,300	376,700
47	251,800	299,700	333,900	377,400
48	252,300	300,600	334,500	378,200
49	252,800	301,400	335,100	379,000
50	253,400	302,300	335,800	379,700
51	253,900	303,200	336,400	380,500
52	254,400	304,000	337,000	381,200
53	254,800	304,900	337,600	382,000
54	255,300	305,900	338,100	382,700
55	255,800	306,900	338,600	383,400
56	256,300	307,800	339,100	384,000
57	256,800	308,700	339,500	384,300
58	257,200	309,700	339,700	384,900
59	257,600	310,600	340,200	385,500
60	258,000	311,500	340,700	386,200
61	258,400	312,400	341,000	386,600
62	258,800	313,300	341,400	387,300
63	259,200	314,200	341,900	387,900
64	259,600	315,000	342,300	388,500
65	260,000	315,700	342,700	388,900
66	260,400	316,600	343,200	389,400
67	260,800	317,400	343,600	390,000
68	261,200	318,200	344,100	390,500
69	261,600	319,000	344,300	390,900
70	262,000	319,500	344,800	391,400
71	262,400	320,000	345,300	391,900
72	262,800	320,500	345,700	392,400
73	263,200	321,000	346,000	392,900
74	263,600	321,600	346,400	393,300
75	264,000	322,100	346,900	393,700
76	264,400	322,600	347,300	394,100
77	264,800	322,900	347,500	394,300
78	265,200	323,200	347,800	394,500
79	265,600	323,700	348,200	394,800
80	265,900	324,000	348,600	395,100
81	266,200	324,300	348,900	395,300
82	266,600	324,600	349,200	395,600
83	267,000	324,900	349,600	395,900
84	267,300	325,200	350,000	396,100
85	267,600	325,600	350,300	396,300
86	268,000	326,000	350,700	
87	268,400	326,300	351,100	
88	268,700	326,500	351,300	
89	269,000	327,000	351,600	
90	269,400	327,400		

	91	269,800	327,600		
	92	270,100	328,000		
	93	270,400	328,400		
	94	270,800	328,800		
	95	271,200	329,200		
	96	271,500	329,500		
	97	271,800	329,700		
	98	272,200	330,000		
	99	272,600	330,300		
	100	272,900	330,600		
	101	273,200	331,000		
	102		331,200		
	103		331,500		
	104		331,900		
	105		332,300		
	106		332,600		
	107		332,900		
	108		333,200		
	109		333,500		
	110		333,900		
	111		334,200		
	112		334,400		
	113		334,600		
	114		334,900		
	115		335,200		
	116		335,500		
	117		335,700		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		205,800	245,600	260,100	293,600

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第22号

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年可児市条例
第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手 当）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の期末手 当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の</u> <u>122.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇 月以内の期間における当該フルタイム会 計年度任用職員の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手 当）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の期末手 当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内 の期間における当該フルタイム会計年度 任用職員の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>3～6 （略）</p>
<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手</p>

<p>当の額は、勤勉手当基礎額に、市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>当の額は、勤勉手当基礎額に、市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3及び4 (略)</p>
---	--

第2条 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを別表のように改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）		
職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600

36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300

76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600

116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（二）	
号給	給料月額
1	166,500
2	167,700
3	168,800
4	169,900
5	171,200
6	172,400
7	173,600
8	174,800
9	175,800
10	177,000
11	178,300
12	179,500
13	180,600
14	181,800
15	183,100
16	184,400
17	185,700
18	187,400
19	189,100
20	190,800
21	192,500
22	194,200
23	195,800
24	197,400
25	199,000
26	200,500
27	202,000
28	203,500
29	205,000
30	206,500

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員であって、定型的な業務を行う職務のうち、反復的、補助的な単純業務等に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表	
号給	給料月額
1	207,700
2	209,600
3	211,400
4	213,100
5	214,800
6	216,700
7	218,500
8	220,200
9	221,900
10	223,900
11	225,800
12	227,700
13	229,600
14	231,600
15	233,600
16	235,600
17	237,600
18	239,600
19	241,700
20	243,700
21	245,600
22	246,800
23	248,000
24	249,100
25	250,200
26	251,100
27	252,000
28	252,900
29	253,700
30	254,500
31	255,200
32	255,900
33	256,700
34	257,500
35	258,300
36	259,000
37	259,700

38	260,600
39	261,500
40	262,300
41	263,100
42	264,000
43	264,800
44	265,600
45	266,400
46	267,100
47	267,800
48	268,400
49	269,000
50	269,500
51	270,000
52	270,400
53	270,800
54	271,300
55	271,800
56	272,200
57	272,600
58	273,000
59	273,400
60	273,800
61	274,200
62	274,600
63	275,000
64	275,400
65	275,800
66	276,200
67	276,600
68	277,000
69	277,400
70	277,900
71	278,400
72	278,800
73	279,200
74	279,800
75	280,400
76	280,900
77	281,400

78	282,000
79	282,600
80	283,100
81	283,600
82	284,100
83	284,600
84	285,100
85	285,600
86	286,100
87	286,600
88	287,100
89	287,600

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

福祉職給料表	
号給	給料月額
1	199,600
2	201,300
3	203,000
4	204,700
5	206,300
6	207,900
7	209,500
8	211,100
9	212,700
10	214,500
11	216,300
12	217,400
13	218,500
14	219,700
15	220,900
16	222,000
17	223,100
18	224,100
19	225,100
20	226,100
21	227,100
22	228,500
23	229,800
24	231,100
25	232,400
26	233,700
27	235,000
28	236,200
29	237,400
30	238,400
31	239,400
32	240,400
33	241,400
34	242,400
35	243,300
36	244,200
37	245,100

38	246,000
39	246,900
40	247,700
41	248,500
42	249,100
43	249,700
44	250,300
45	250,800
46	251,300
47	251,800
48	252,300
49	252,800
50	253,400
51	253,900
52	254,400
53	254,800
54	255,300
55	255,800
56	256,300
57	256,800
58	257,200
59	257,600
60	258,000
61	258,400
62	258,800
63	259,200
64	259,600
65	260,000
66	260,400
67	260,800
68	261,200
69	261,600
70	262,000
71	262,400
72	262,800
73	263,200
74	263,600
75	264,000
76	264,400
77	264,800

78	265,200
79	265,600
80	265,900
81	266,200
82	266,600
83	267,000
84	267,300
85	267,600
86	268,000
87	268,400
88	268,700
89	269,000
90	269,400
91	269,800
92	270,100
93	270,400
94	270,800
95	271,200
96	271,500
97	271,800
98	272,200
99	272,600
100	272,900
101	273,200

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第23号

可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年可児町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>日直手当</u>、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>单身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>、<u>災害派遣手当</u>、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第24号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の区分		額	事務の区分		額
種類	内容		種類	内容	
6 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(i) 法第6条第1項の規定による建築物の確認の申請又は法第18条第2項の規定による建築物の建築の計画の通知に対する審査	1件につき申請建築物の床面積の合計が 30平方メートル以下のもの 5,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 9,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 14,000円 200平方メートルを超えるもの 19,000円 建築物の移転をした場合にあっては、床面積の合計は当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。	6 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(i) 法第6条第1項の規定による建築物の確認の申請又は法第18条第2項の規定による建築物の建築の計画の通知に対する審査	申請建築物の床面積の合計が 30平方メートル以下のもの 1件につき 7,000円 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 24,000円 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 56,000円 200平方メートルを超えるもの 1件につき 88,000円 申請に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。次号において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。次号において「規則」という。）

			<p>第2条第1項第1号に適合するか審査するときは、以下のそれぞれ額を加算する。</p> <p>一戸建ての住宅で床面積の合計が</p> <p>200平方メートル未満のもの 1件につき 14,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 1件につき 16,000円</p> <p>共同住宅等で床面積の合計が</p> <p>300平方メートル未満のもの 1件につき 27,000円</p> <p>300平方メートル以上のもの 1件につき 42,000円</p> <p>建築物の移転又は大規模な修繕若しくは模様替え（以下この項において「移転等」という。）をする場合にあっては、床面積の合計は当該移転等に係る部分の床面積の2分の1とする。</p>
(2) 法第6条第1項の規定による建築物の計画変更確認の申請又は法第18条第2項の規定による建築物の計画変更の通知に対する審査	<p>1件につき申請建築物の計画変更部分の床面積の合計の2分の1が</p> <p>30平方メートル以下のもの 5,000円</p> <p>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 9,000円</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>200平方メートルを超えるもの 19,000円</p>		<p>(2) 法第6条第1項の規定による建築物の計画変更確認の申請又は法第18条第2項の規定による建築物の計画変更の通知に対する審査</p> <p>申請建築物の計画変更部分の床面積の合計の2分の1が</p> <p>30平方メートル以下のもの 1件につき 7,000円</p> <p>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件につき 24,000円</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件につき 56,000円</p> <p>200平方メートルを超えるもの 1件につき 88,000円</p> <p>申請に係る計画を変更して建築物省エネ法第11条第1項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、規則第2条第1項第1号に適合するか審査するときは、以下のそれぞれ額を加算する。</p> <p>一戸建ての住宅で床面積の合計が</p> <p>200平方メートル未満のもの 1件につき 14,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 1件につき 16,000円</p> <p>共同住宅等で床面積の合計が</p> <p>300平方メートル未満のもの 1件につき 27,000円</p>

(3) 法第7条第1項の規定による建築物の建築工事の完了の検査の申請又は法第18条第16項の規定による建築物の建築工事の完了の通知に対する審査	1件につき申請建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のもの <u>10,000円</u> 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>12,000円</u> 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>16,000円</u> 200平方メートルを超えるもの <u>22,000円</u> 建築物の移転をした場合にあっては、床面積の合計は当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。
(4) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	(略)

	300平方メートル以上のもの <u>1件につき 42,000円</u>
(3) 法第7条第1項の規定による建築物の建築工事の完了の検査の申請又は法第18条第20項の規定による建築物の建築工事の完了の通知に対する審査	申請建築物の床面積の合計が 30平方メートル以下のもの <u>1件につき 19,000円</u> 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>1件につき 24,000円</u> 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>1件につき 40,000円</u> 200平方メートルを超えるもの <u>1件につき 57,000円</u> 建築物の移転又は大規模な修繕若しくは模様替えをした場合にあっては、床面積の合計は当該移転等に係る部分の床面積の2分の1とする。
(4) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	(略)
(5) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の設置の確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による建築設備の設置の計画の通知に対する審査	1件につき 24,000円 ただし、小荷物専用昇降機については、10,000円
(6) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の設置	1件につき 10,000円 ただし、小荷物専用昇降機については、7,000円

			の計画変更の確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による建築設備の設置の計画変更の通知に対する審査
			(7) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の設置工事の完了の検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による建築設備の設置工事の完了の通知に対する審査
			1件につき 48,000円 ただし、小荷物専用昇降機については、26,000円
(5) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による工作物の築造の確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による工作物の築造の計画の通知に対する審査	1件につき	8,000円	
(6) 法第88条第1項において準用する法第6条	1件につき	4,000円	
			(8) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による工作物の築造の確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による工作物の築造の計画の通知に対する審査
			1件につき 18,000円
			(9) 法第88条第1項において準用する法第6条
			1件につき 8,000円

第1項の規定による工作物の築造の計画変更の確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による工作物の築造の計画変更の通知に対する審査		第1項の規定による工作物の築造の計画変更の確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による工作物の築造の計画変更の通知に対する審査	
(7) 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の築造工事の完了の検査の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第16項の規定による工作物の築造工事の完了の通知に対する審査	1件につき 9,000円	(10) 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の築造工事の完了の検査の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定による工作物の築造工事の完了の通知に対する審査	1件につき 33,000円
(8) (略)	(略)	(11) (略)	(略)
(9) (略)		(12) (略)	
(10) (略)		(13) (略)	
(11) 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定申請		(14) 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の認定申請	
(12) (略)		(15) (略)	
(13) (略)		(16) (略)	
(14) (略)		(17) (略)	
(15) (略)		(18) (略)	
(16) 法第87条		(19) 法第87条	

の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可申請

の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可申請

(20) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築物等の仮使用の認定申請 1件につき 120,000円

(21) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「施行令」という。）第137条の12第6項に規定する既存建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定申請 1件につき 27,000円

(22) 施行令第137条の12第7項に規定する既存建築物に係る 1件につき 27,000円

			る道路内の 建築制限の 特例の認定 申請	
	(17) (略)	(略)	(20) (略)	(略)
(略)			(略)	
11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)	1戸建ての住宅 1件につき 14,000円	(略)	1戸建ての住宅 1件につき 14,000円
		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 24,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 38,000円 10を超えるもの 1件につき 62,000円		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 24,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 38,000円 10を超えるもの 1件につき 62,000円
		1戸建ての住宅 1件につき 50,000円		1戸建ての住宅 1件につき 50,000円
		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 110,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 172,000円 10を超えるもの 1件につき 334,000円		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 110,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 172,000円 10を超えるもの 1件につき 334,000円
		1戸建ての住宅 1件につき 7,000円		1戸建ての住宅 1件につき 7,000円
		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 12,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 19,000円 10を超えるもの 1件につき 31,000円		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 12,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 19,000円 10を超えるもの 1件につき 31,000円
		1戸建ての住宅 1件につき 25,000円		1戸建ての住宅 1件につき 25,000円
		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 55,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 86,000円 10を超えるもの 1件につき 167,000円		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき 55,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 86,000円 10を超えるもの 1件につき 167,000円
		1戸建ての住宅 1件につき 20,000円		1戸建ての住宅 1件につき 20,000円
		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき		1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1件につき

35,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 56,000円 10を超えるもの 1件につ き 92,000円	35,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 56,000円 10を超えるもの 1件につ き 92,000円
1戸建ての住宅 1件につ き 72,000円	1戸建ての住宅 1件につ き 72,000円
1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 162,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 255,000円 10を超えるもの 1件につ き 499,000円	1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 162,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 255,000円 10を超えるもの 1件につ き 499,000円
1戸建ての住宅 1件につ き 10,000円	1戸建ての住宅 1件につ き 10,000円
1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 17,500円 5を超え10以下のもの 1 件につき 28,000円 10を超えるもの 1件につ き 46,000円	1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 17,500円 5を超え10以下のもの 1 件につき 28,000円 10を超えるもの 1件につ き 46,000円
1戸建ての住宅 1件につ き 36,000円	1戸建ての住宅 1件につ き 36,000円
1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 81,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 127,500円 10を超えるもの 1件につ き 249,500円	1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 81,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 127,500円 10を超えるもの 1件につ き 249,500円
1戸建ての住宅 1件につ き 20,000円	1戸建ての住宅 1件につ き 20,000円
1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 35,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 56,000円 10を超えるもの 1件につ き 92,000円	1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 35,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 56,000円 10を超えるもの 1件につ き 92,000円
1戸建ての住宅 1件につ き 72,000円	1戸建ての住宅 1件につ き 72,000円
1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 162,000円 5を超え10以下のもの 1	1戸建ての住宅以外の住宅 で、1棟の戸数が 5以下のもの 1件につき 162,000円 5を超え10以下のもの 1

		<p>件につき 255,000円 10を超えるもの 1 件につ き 499,000円</p> <p>1 戸建ての住宅 1 件につ き 10,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅 で、1 棟の戸数が 5 以下のもの 1 件につ き 17,500円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 28,000円 10を超えるもの 1 件につ き 46,000円</p> <p>1 戸建ての住宅 1 件につ き 36,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅 で、1 棟の戸数が 5 以下のもの 1 件につ き 81,000円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 127,500円 10を超えるもの 1 件につ き 249,500円</p>			<p>件につき 255,000円 10を超えるもの 1 件につ き 499,000円</p> <p>1 戸建ての住宅 1 件につ き 10,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅 で、1 棟の戸数が 5 以下のもの 1 件につ き 17,500円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 28,000円 10を超えるもの 1 件につ き 46,000円</p> <p>1 戸建ての住宅 1 件につ き 36,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅 で、1 棟の戸数が 5 以下のもの 1 件につ き 81,000円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 127,500円 10を超えるもの 1 件につ き 249,500円</p>
12 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）	<p>1 戸建ての住宅 1 件につ き 5,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅 で、住戸部分の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 5,000円 1 を超え5以下のもの 1 件につき 10,000円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 17,000円 10を超えるもの 1 件につ き 29,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅 で、共用部分の床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 10,000円 300平方メートルを超えるも の 1 件につき 18,000円</p> <p>住宅以外の建築物で、床面 積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 10,000円 300平方メートルを超えるも の 1 件につき 18,000円</p>	12 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）	<p>ア 1 戸建ての住宅 1 件 につき 5,000円</p> <p>イ 1 戸建ての住宅以外の 住宅で、住戸部分の申請 戸数が 1 のもの 1 件につき 5,000円 1 を超え5以下のもの 1 件につき 10,000円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 17,000円 10を超えるもの 1 件に つき 29,000円</p> <p>ウ 1 戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分 1 件に つき 10,000円</p> <p>エ 住宅以外の建築物 1 件につき 10,000円</p>
	(2) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物	ア 1 戸建ての住宅（建築 物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成 28年経済産業省・国土交		(2) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物	ア 1 戸建ての住宅（建築 物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成 28年経済産業省・国土交

新築等計画の認定の申請に対する審査（第1号以外の場合）	通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき <u>18,000円</u>	新築等計画の認定の申請に対する審査（第1号以外の場合）	通省令第1号。以下この項、次項及び備考11において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき <u>19,000円</u>
	イ 1戸建ての住宅（アに掲げる住宅を除く。） 1件につき <u>36,000円</u>		イ 1戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき <u>28,000円</u>
	ウ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が 1のもの 1件につき <u>18,000円</u> 1を超え5以下のもの 1件につき <u>34,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>49,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>71,000円</u>		ウ 1戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。） 1件につき <u>37,000円</u>
	エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。）の申請戸数が 1のもの 1件につき		エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が 1のもの 1件につき <u>19,000円</u> 1を超え5以下のもの 1件につき <u>36,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>51,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>74,000円</u>
			オ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が 1のもの 1件につき <u>28,000円</u> 1を超え5以下のもの 1件につき <u>55,000円</u> 5を超え10以下のもの 1件につき <u>78,000円</u> 10を超えるもの 1件につき <u>110,000円</u>
			カ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）の申請戸数が

	<p>36,000円</p> <p>1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 73,000円</p> <p>5 を超え10以下のもの 1 件につき 103,000円</p> <p>10を超えるもの 1 件に つき 145,000円</p>		<p>1 のもの 1 件につき 37,000円</p> <p>1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 75,000円</p> <p>5 を超え10以下のもの 1 件につき 105,000円</p> <p>10を超えるもの 1 件に つき 148,000円</p>
	<p>オ 1 戸建ての住宅以外の 住宅で、共用部分の床面 積が</p> <p>300平方メートル以下の もの 1 件につき 116,000円</p> <p>300平方メートルを超え るもの 1 件につき 146,000円</p>		<p>キ 1 戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分 1 件に つき 118,000円</p>
	<p>カ 住宅以外の建築物（用 途に応じて一次エネルギ ー消費量の算出に用いる べき標準的な建築物を用 いた市長が定める計算方 法（以下この項において 「モデル建物法」とい う。）による場合）で、 床面積が</p> <p>300平方メートル以下の もの 1 件につき 92,000円</p> <p>300平方メートルを超え るもの 1 件につき 117,000円</p>		<p>ク 住宅以外の建築物（省 令第10条第1号イ②及び ロ②に掲げる基準を満た していることを確認する 場合） 1 件につき 94,000円</p>
	<p>キ 住宅以外の建築物（カ に掲げる建築物を除 く。）で、床面積が</p> <p>300平方メートル以下の もの 1 件につき 242,000円</p> <p>300平方メートルを超え るもの 1 件につき 303,000円</p>		<p>ケ 住宅以外の建築物（ク に掲げる建築物を除 く。） 1 件につき 247,000円</p>
(3) 法第55条 第1項の規 定による低 炭素建築物 新築等計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 （当該申請 に、登録住 宅性能評価 機関が法第 54条第1項	<p>1 戸建ての住宅 1 件につ き 3,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅 で、住戸部分の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 3,000円</p> <p>1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 6,000円</p> <p>5 を超え10以下のもの 1 件につき 10,000円</p> <p>10を超えるもの 1 件につ き 17,000円</p>	(3) 法第55条 第1項の規 定による低 炭素建築物 新築等計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 （当該申請 に、登録住 宅性能評価 機関が法第 54条第1項	<p>ア 1 戸建ての住宅 1 件 につき 3,000円</p> <p>イ 1 戸建ての住宅以外の 住宅で、住戸部分の申請 戸数が</p> <p>1 のもの 1 件につき 3,000円</p> <p>1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 6,000円</p> <p>5 を超え10以下のもの 1 件につき 10,000円</p> <p>10を超えるもの 1 件に つき 17,000円</p>

<p>各号に掲げる基準に適合することを証する書面添付がある場合その他市長が定める方法による場合)</p>	<p>1 戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1 件につき 6,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 10,000円</p> <p>住宅以外の建築物で、床面積が300平方メートル以下のもの 1 件につき 6,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 10,000円</p>		<p>各号に掲げる基準に適合することを証する書面添付がある場合その他市長が定める方法による場合)</p>	<p>ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1 件につき 6,000円</p> <p>エ 住宅以外の建築物 1 件につき 6,000円</p>
<p>(4) 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(第3号以外の場合)</p>	<p>ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1 件につき 10,000円</p>		<p>(4) 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(第3号以外の場合)</p>	<p>ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1 件につき 10,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1 件につき 14,000円</p>
	<p>イ 一戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。) 1 件につき 19,000円</p>			<p>ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。) 1 件につき 19,000円</p>
	<p>ウ 一戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 10,000円 1 を超え5 以下のもの 1 件につき 18,000円 5 を超え10 以下のもの 1 件につき 27,000円 10 を超えるもの 1 件につき 38,000円</p>			<p>エ 一戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 10,000円 1 を超え5 以下のもの 1 件につき 19,000円 5 を超え10 以下のもの 1 件につき 27,000円 10 を超えるもの 1 件につき 40,000円</p> <p>オ 一戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 14,000円</p>

			1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 29,000円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 41,000円 10を超えるもの 1 件に つき 58,000円
	エ 1戸建ての住宅以外の 住宅で、住戸部分（ <u>ウ</u> に 掲げる住宅の住戸部分を 除く。）の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 19,000円 1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 38,000円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 54,000円 10を超えるもの 1 件に つき <u>76,000円</u>		カ 1戸建ての住宅以外の 住宅で、住戸部分（ <u>エ</u> 及 <u>ビ</u> オに掲げる住宅の住戸 部分を除く。）の申請戸 数が 1 のもの 1 件につき 19,000円 1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 38,000円 5 を超え10以下のもの 1 件につき 54,000円 10を超えるもの 1 件に つき <u>77,000円</u>
	オ 1戸建ての住宅以外の 住宅で、共用部分の床面 積が <u>300平方メートル以下の もの 1 件につき</u> <u>59,000円</u> <u>300平方メートルを超え るもの 1 件につき</u> <u>74,000円</u>		キ 1戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分 1 件に つき <u>60,000円</u>
	カ 住宅以外の建築物（ <u>モ デル建物法による場合</u> ） で、床面積が <u>300平方メートル以下の もの 1 件につき</u> <u>47,000円</u> <u>300平方メートルを超え るもの 1 件につき</u> <u>60,000円</u>		ク 住宅以外の建築物（ <u>省 令第10条第1号イ(2)及び ロ(2)に掲げる基準を満た していることを確認する 場合</u> ） 1 件につき <u>48,000円</u>
	キ 住宅以外の建築物（ <u>カ に掲げる建築物を除 く。</u> ）で、床面積が <u>300平方メートル以下の もの 1 件につき</u> <u>122,000円</u> <u>300平方メートルを超え るもの 1 件につき</u> <u>153,000円</u>		ケ 住宅以外の建築物（ <u>ク に掲げる建築物を除 く。</u> ） 1 件につき <u>124,000円</u>
(5) 都市の低 炭素化の促 進に関する 法律施行規 則（平成24 年国土交通 省令第86 号）第46条		ア 1戸建ての住宅 1件 につき 2,000円 イ 1戸建ての住宅以外の 住宅で、住戸部分の申請 戸数が 1 のもの 1 件につき 2,000円	

					<p>の2に規定する軽微な変更を証する低炭素建築物新築等軽微変更該当証明書（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付がある場合その他市長が定める方法による場合）</p>	<p>1を超え5以下のもの 1件につき 3,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 5,000円 10を超えるもの 1件につき 9,000円</p>
					ウ	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1件につき 3,000円</p>
					エ	<p>住宅以外の建築物 1件につき 3,000円</p>
				(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する軽微な変更を証する低炭素建築物新築等軽微変更該当証明書（第5号以外の場合）	ア	<p>一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 5,000円</p>
					イ	<p>一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 7,000円</p>
					ウ	<p>一戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。） 1件につき 10,000円</p>
					エ	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、申請戸数が 1のもの 1件につき 5,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 9,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 14,000円 10を超えるもの 1件につき 20,000円</p>

					<p>オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 7,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 14,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 20,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 29,000円</p>
					<p>カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 10,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 19,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 27,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 38,000円</p>
					<p>キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1件につき 30,000円</p>
					<p>ク 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 24,000円</p>
					<p>ケ 住宅以外の建築物（クに掲げる建築物を除く。） 1件につき 62,000円</p>
13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に關す	(1) <u>法第12条第1項及び第13条第2項</u> に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るもの		13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に關する事務	(1) <u>法第11条第1項及び第12条第2項</u> に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るもの	<p>ア 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 19,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる</p>

る事務

基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1件につき 28,000円
ウ 一戸建て住宅(ア、イ及びエに掲げる住宅を除く。) 1件につき 37,000円
エ 一戸建ての住宅(法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物) 1件につき 5,000円
オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(クに掲げる住宅の住戸部分を除く。)(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)で、申請戸数が 1のもの 1件につき 19,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 36,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 51,000円 10を超えるもの 1件につき 74,000円
カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(クに掲げる住宅の住戸部分を除く。)(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)で、申請戸数が 1のもの 1件につき 28,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 55,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 78,000円 10を超えるもの 1件につき 110,000円
キ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(オ、カ及びクに掲げる住宅の住戸部分を除く。)で、申

					<p>請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 37,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 75,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 105,000円</p> <p>10を超えるもの 1件に つき 148,000円</p>
					<p>ク 一戸建ての住宅以外の 住宅の住戸部分（法第29 条第1項の認定を受けた 建築物エネルギー消費性 能向上計画に係る同条第 3項に規定する他の建築 物）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 5,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 10,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 17,000円</p> <p>10を超えるもの 1件に つき 29,000円</p>
					<p>ケ 一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（コに掲 げる住宅の共用部分を除 く。） 1件につき 118,000円</p>
					<p>コ 一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（法第29 条第1項の認定を受けた 建築物エネルギー消費性 能向上計画に係る同条第 3項に規定する他の建築 物） 1件につき 10,000円</p>
					<p>サ 住宅以外の建築物（ス 及びセに掲げる建築物を 除く。）（省令第1条第 1項第1号ロに掲げる基 準を満たしていることを 確認する場合） 1件に つき 94,000円</p>
					<p>シ 住宅以外の建築物 （サ、ス及びセに掲げる 建築物を除く。） 1件 につき 247,000円</p>
				<p>ア ウ又はエに掲げる建築 物以外の建築物（省令第 1条第1項第1号ロに掲 げる基準を満たしている ことを確認する場合） で、床面積が</p> <p>300平方メートル以下の もの 1件につき 92,000円</p> <p>300平方メートルを超え るもの 1件につき 117,000円</p>	
				<p>イ ウ又はエに掲げる建築 物以外の建築物（省令第 1条第1項第1号ロに掲 げる基準を満たしている ことを確認する場合を除</p>	

	<p>く。)で、床面積が 300平方メートル以下の もの 1 件につき 242,000円</p> <p>300平方メートルを超え るもの 1 件につき 303,000円</p>		
	<p>ウ エに掲げる建築物以外 の用途が工場である建築 物その他市長が定める建 築物で、床面積が 300平方メートル以下の もの 1 件につき 19,000円</p> <p>300平方メートルを超え るもの 1 件につき 28,000円</p>		<p>ス 住宅以外の建築物（セ に掲げる建築物以外の用 途が工場である建築物そ の他市長が定める建築 物） 1 件につき 20,000円</p>
	<p>エ 法第34第1項の認定を 受けた建築物エネルギー 消費性能向上計画に係る 同条第3項に規定する他 の建築物で、床面積が 300平方メートル以下の もの 1 件につき 10,000円</p> <p>300平方メートルを超え るもの 1 件につき 18,000円</p>		<p>セ 住宅以外の建築物（法 第29第1項の認定を受け た建築物エネルギー消費 性能向上計画に係る同条 第3項に規定する他の建 築物） 1 件につき 10,000円</p>
(2) 法第12条 第2項及び 第13条第3 項に規定す る計画の変 更に係る建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定に係るも の		(2) 法第11条 第2項及び 第12条第3 項に規定す る計画の変 更に係る建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定に係るも の	<p>ア 一戸建ての住宅（エに 掲げる住宅を除く。） （省令第1条第1項第2 号イ(2)及びロ(2)に掲げる 基準を満たしていること を確認する場合） 1 件 につき 10,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅（エに 掲げる住宅を除く。） （省令第1条第1項第2 号イ(1)及びロ(2)に掲げる 基準又は同号イ(2)及びロ (1)に掲げる基準を満たし ていることを確認する場 合） 1 件につき 14,000円</p> <p>ウ 一戸建て住宅（ア、イ 及びエに掲げる住宅を除 く。） 1 件につき 19,000円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（法第 29条第1項の認定を受け た建築物エネルギー消費 性能向上計画に係る同条 第3項に規定する他の建 築物） 1 件につき</p>

						3,000円
						<p>オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 10,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 19,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 27,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 40,000円</p>
						<p>カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除く。）（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 14,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 29,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき41,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 58,000円</p>
						<p>キ 一戸建て住宅以外の住宅の住戸部分（オ、カ及びクに掲げる住宅の住戸部分を除く。）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 19,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき38,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 54,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 77,000円</p>
						<p>ク 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物）で、申請戸数が</p>

			1のもの 1件につき 3,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 6,000円 5を超え10以下のもの 1件につき10,000円 10を超えるもの 1件に つき 17,000円
			ケ 一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（コに掲 げる住宅の共用部分を除 く。） 1件につき 60,000円
			コ 一戸建ての住宅以外の 住宅の共用部分（法第29 条第1項の認定を受けた 建築物エネルギー消費性 能向上計画に係る同条3 項に規定する他の建築 物） 1件につき 6,000 円
		<u>ア</u> <u>ウ又はエに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、床面積が</u> <u>300平方メートル以下のもの 1件につき</u> <u>47,000円</u> <u>300平方メートルを超えるもの 1件につき</u> <u>60,000円</u>	<u>サ</u> <u>住宅以外の建築物（ス及びセに掲げる建築物を除く。）（省令第1条第1項第1号に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき</u> 48,000円
		<u>イ</u> <u>ウ又はエに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号に掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）で、床面積が</u> <u>300平方メートル以下のもの 1件につき</u> <u>122,000円</u> <u>300平方メートルを超えるもの 1件につき</u> <u>153,000円</u>	<u>シ</u> <u>住宅以外の建築物（サ、ス及びセに掲げる建築物を除く。）（省令第1条第1項第1号に掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。） 1件につき</u> 124,000円
		<u>ウ</u> <u>エに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物で、床面積が</u> <u>300平方メートル以下のもの 1件につき</u> <u>11,000円</u> <u>300平方メートルを超えるもの 1件につき</u>	<u>ス</u> <u>住宅以外の建築物（セに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物） 1件につき</u> 11,000円

	15,000円		
	エ 法第34第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき6,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円		セ 住宅以外の建築物（法第29第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物） 1件につき6,000円
(3) 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）	1戸建ての住宅 1件につき 5,000円	(3) 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）	ア 1戸建ての住宅 1件につき 5,000円
	1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき5,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 10,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 17,000円 10を超えるもの 1件につき 29,000円		イ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき5,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 10,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 17,000円 10を超えるもの 1件につき 29,000円
	1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 10,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 18,000円		ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1件につき 10,000円
	住宅以外の建築物で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 10,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 18,000円		エ 住宅以外の建築物 1件につき 10,000円
(4) 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（第3号以外の場合）	ア 1戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき18,000円	(4) 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（第3号以外の場合）	ア 1戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき19,000円
	イ 1戸建ての住宅（アに掲げる住宅を除く。）		イ 1戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 28,000円 ウ 1戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。）

1 件につき 36,000円

ウ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が

1 のもの 1 件につき 18,000円

1 を超え5以下のもの 1 件につき 34,000円

5 を超え10以下のもの 1 件につき 49,000円

10 を超えるもの 1 件につき 71,000円

エ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。）の申請戸数が

1 のもの 1 件につき 36,000円

1 を超え5以下のもの 1 件につき 73,000円

5 を超え10以下のもの 1 件につき 103,000円

10 を超えるもの 1 件につき 145,000円

オ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が

300平方メートル以下のもの 1 件につき 116,000円

300平方メートルを超えるもの 1 件につき 146,000円

く。) 1 件につき 37,000円

エ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が

1 のもの 1 件につき 19,000円

1 を超え5以下のもの 1 件につき 36,000円

5 を超え10以下のもの 1 件につき 51,000円

10 を超えるもの 1 件につき 74,000円

オ 1 戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が

1 のもの 1 件につき 28,000円

1 を超え5以下のもの 1 件につき 55,000円

5 を超え10以下のもの 1 件につき 78,000円

10 を超えるもの 1 件につき 110,000円

カ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）の申請戸数が

1 のもの 1 件につき 37,000円

1 を超え5以下のもの 1 件につき 75,000円

5 を超え10以下のもの 1 件につき 105,000円

10 を超えるもの 1 件につき 148,000円

キ 1 戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1 件につき 118,000円

	<p>カ 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 117,000円</p> <p>キ 住宅以外の建築物（カに掲げる建築物を除く。）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 242,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 303,000円</p>		<p>ク 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 94,000円</p> <p>ケ 住宅以外の建築物（クに掲げる建築物を除く。） 1件につき 247,000円</p>
(5) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）	<p>1戸建ての住宅 1件につき 3,000円（新たに追加される建築物にあつては、5,000円）</p> <p>1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき 3,000円（新たに追加される建築物にあつては、5,000円）</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 6,000円（新たに追加される建築物にあつては、10,000円）</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 10,000円（新たに追加される建築物にあつては、17,000円）</p> <p>10を超えるもの 1件につき 17,000円（新たに追加される建築物にあつては、29,000円）</p>	(5) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）	<p>ア 1戸建ての住宅 1件につき 3,000円（新たに追加される建築物にあつては、5,000円）</p> <p>イ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が 1のもの 1件につき 3,000円（新たに追加される建築物にあつては、5,000円）</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 6,000円（新たに追加される建築物にあつては、10,000円）</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 10,000円（新たに追加される建築物にあつては、17,000円）</p> <p>10を超えるもの 1件につき 17,000円（新たに追加される建築物にあつては、29,000円）</p>
	<p>1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円（新たに追加される建築物にあつては、10,000円）</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1件につき 10,000円（新たに追加される建築物</p>		<p>ウ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1件につき 6,000円（新たに追加される建築物にあつては、10,000円）</p>

	<p>にあつては、18,000円)</p> <p>住宅以外の建築物で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 6,000円 (新たに追加される建築物にあつては、10,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1件につき 10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、18,000円)</p>		
(6) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (第5号以外の場合)	<p>ア 1戸建ての住宅 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1件につき 10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、18,000円)</p>	(6) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (第5号以外の場合)	<p>エ 住宅以外の建築物 1件につき 6,000円 (新たに追加される建築物にあつては、10,000円)</p>
	<p>イ 1戸建ての住宅 (アに掲げる住宅を除く。) 1件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、36,000円)</p>		<p>ア 1戸建ての住宅 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1件につき 10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、19,000円)</p> <p>イ 1戸建ての住宅 (省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1件につき 14,000円 (新たに追加される建築物にあつては、28,000円)</p>
	<p>ウ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) の申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、18,000円)</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 18,000円 (新たに追加される建築物にあつては、34,000円)</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 27,000円 (新たに追加される建築物にあつては、49,000円)</p>		<p>ウ 1戸建ての住宅 (ア及びイに掲げる住宅を除く。) 1件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、37,000円)</p> <p>エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分 (省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) の申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 10,000円 (新たに追加される建築物にあつては、19,000円)</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあつては、36,000円)</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 27,000円 (新たに追加される建築物にあつては、51,000円)</p>

10を超えるもの 1件につき 38,000円 (新たに追加される建築物にあっては、71,000円)

エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。)の申請戸数が

1のもの 1件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあっては、36,000円)

1を超え5以下のもの 1件につき 38,000円 (新たに追加される建築物にあっては、73,000円)

5を超え10以下のもの 1件につき 54,000円 (新たに追加される建築物にあっては、103,000円)

10を超えるもの 1件につき 76,000円 (新たに追加される建築物にあっては、145,000円)

オ 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面

10を超えるもの 1件につき 40,000円 (新たに追加される建築物にあっては、74,000円)

オ 1戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)の申請戸数が

1のもの 1件につき 14,000円 (新たに追加される建築物にあっては、28,000円)

1を超え5以下のもの 1件につき 29,000円 (新たに追加される建築物にあっては、55,000円)

5を超え10以下のもの 1件につき 41,000円 (新たに追加される建築物にあっては、78,000円)

10を超えるもの 1件につき 58,000円 (新たに追加される建築物にあっては、110,000円)

カ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。)の申請戸数が

1のもの 1件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあっては、37,000円)

1を超え5以下のもの 1件につき 38,000円 (新たに追加される建築物にあっては、75,000円)

5を超え10以下のもの 1件につき 54,000円 (新たに追加される建築物にあっては、105,000円)

10を超えるもの 1件につき 77,000円 (新たに追加される建築物にあっては、148,000円)

キ 1戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1件に

	<p>積が</p> <p>300平方メートル以下のもの 1 件につき 59,000円 (新たに追加される建築物にあっては、116,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 74,000円 (新たに追加される建築物にあっては、146,000円)</p>		
	<p>カ 住宅以外の建築物 (省令第10条第1号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) で、床面積が</p> <p>300平方メートル以下のもの 1 件につき 47,000円 (新たに追加される建築物にあっては、92,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 60,000円 (新たに追加される建築物にあっては、117,000円)</p>		<p>つき 60,000円 (新たに追加される建築物にあっては、118,000円)</p>
	<p>キ 住宅以外の建築物 (カに掲げる建築物を除く。) で、床面積が</p> <p>300平方メートル以下のもの 1 件につき 122,000円 (新たに追加される建築物にあっては、242,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 153,000円 (新たに追加される建築物にあっては、303,000円)</p>		<p>ク 住宅以外の建築物 (カに掲げる建築物を除く。) 1 件につき 124,000円 (新たに追加される建築物にあっては、247,000円)</p>
(7) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 (当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第2条第1項第3号に規定す	<p>1 戸建ての住宅 1 件につき 5,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 5,000円</p> <p>1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 10,000円</p> <p>5 を超え 10 以下のもの 1 件につき 17,000円</p> <p>10 を超えるもの 1 件につき 29,000円</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が 300平方メートル以下のもの</p>		

<p>る建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合)</p>	<p>1 件につき 10,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 18,000円 住宅以外の建築物で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 10,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 18,000円</p>
<p>(8) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(第7号以外の場合)</p>	<p>ア 1戸建ての住宅(省令第1条第1項第2号イ②又は③及びロ②又は③に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1 件につき 18,000円</p>
	<p>イ 1戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。) 1 件につき 36,000円</p>
	<p>ウ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(省令第1条第1項第2号イ②又は③及びロ②又は③に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)の申請戸数が 1のもの 1 件につき 18,000円 1を超え5以下のもの 1 件につき 34,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 49,000円 10を超えるもの 1 件につき 71,000円</p>
	<p>エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。)の申請戸数が 1のもの 1 件につき 36,000円 1を超え5以下のもの 1 件につき 73,000円 5を超え10以下のもの 1 件につき 103,000円 10を超えるもの 1 件につき 145,000円</p>
	<p>オ 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 116,000円 300平方メートルを超え</p>

	<p>るもの 1 件につき 146,000円</p> <p>カ 住宅以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 117,000円</p> <p>キ 住宅以外の建築物（カに掲げる建築物を除く。）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 242,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 303,000円</p>	
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当することを証する書面の交付		<p>(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条に規定する性能確保計画が軽微な変更該当することを証する書面の交付</p> <p>ア 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1 件につき 5,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1 件につき 7,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。） 1 件につき 10,000円</p> <p>エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、申請戸数が 1 のもの 1 件につき 5,000円 1 を超え5 以下のもの 1 件につき 9,000円 5 を超え10 以下のもの 1 件につき 14,000円 10 を超えるもの 1 件につき 20,000円</p>

			<p>オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第1条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 7,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 14,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 20,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 29,000円</p>
	<p>ア <u>ウに掲げる建築物</u>（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、<u>床面積が300平方メートル以下のもの</u> 1件につき 23,000円</p> <p><u>300平方メートルを超えるもの</u> 1件につき 30,000円</p>		<p>カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 10,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき19,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 27,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき38,000円</p>
	<p>イ <u>ウに掲げる建築物</u>（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）で、<u>床面積が300平方メートル以下のもの</u> 1件につき 60,000円</p> <p><u>300平方メートルを超えるもの</u> 1件につき 77,000円</p>		<p>キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1件につき 30,000円</p> <p>ク <u>住宅以外の建築物</u>（<u>コに掲げる建築物を除く。</u>）（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 24,000円</p> <p>ケ <u>住宅以外の建築物</u>（<u>ク及びコに掲げる建築物を除く。</u>） 1件につき 62,000円</p>

<p>ウ 用途が工場である建築物その他市長が定める建築物で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 5,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 7,000円</p>	<p>コ 住宅以外の建築物（用途が工場である建築物その他市長が定める建築物） 1 件につき 6,000円</p>
<p>(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更^アに該当することを証する書面の交付（登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合）</p>	<p>ア 一戸建ての住宅 1 件につき 2,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分で、申請戸数が 1 のもの 1 件につき 2,000円 1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 3,000円 5 を超え 10 以下のもの 1 件につき 5,000円 10 を超えるもの 1 件につき 9,000円 ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1 件につき 3,000円 エ 住宅以外の建築物 1 件につき 3,000円</p>
<p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更^アに該当することを証する書面の交付（第8号以外の場合）</p>	<p>ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1 件につき 5,000円 イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)を満たしていることを確認する場合） 1 件につき 7,000円 ウ 一戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。） 1 件につき 10,000円 エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)）</p>

					<p>に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 5,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 9,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 14,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 20,000円</p>
					<p>オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 7,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 14,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 20,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 29,000円</p>
					<p>カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。) で、申請戸数が</p> <p>1のもの 1件につき 10,000円</p> <p>1を超え5以下のもの 1件につき 19,000円</p> <p>5を超え10以下のもの 1件につき 27,000円</p> <p>10を超えるもの 1件につき 38,000円</p>
					<p>キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 1件につき 30,000円</p>
					<p>ク 住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1件につき 24,000円</p>
					<p>ケ 住宅以外の建築物(クに掲げる建築物を除く。) 1件につき 62,000円</p>
14	宅地造成	法第18条第1	対象となる盛土又は切土を		

			及び特定盛 土等規制法 (昭和36年 法律第191 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)の 施行に關す る事務	項に規定する 工事の中間検 査の申請に対 する審査	する土地の面積が 1,000平方メートル以下のと き 1件につき 2,900円 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のと き 1件につき 3,400円 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下のと き 1件につき 4,000円 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のと き 1件につき 5,700円 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下の とき 1件につき 5,700円 10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以下の とき 1件につき 5,700円 20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以下の とき 1件につき 11,000 円 40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以下の とき 1件につき 23,000 円 70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以下の とき 1件につき 40,000 円 100,000平方メートルを超え るとき 1件につき 57,000円
14 (略)	(略)			15 (略)	(略)
15 (略)				16 (略)	
16 (略)				17 (略)	

備考

- 1 及び 2 (略)
- 3 第12項及び第13項における1戸建ての住宅について、申請に係る建築物(第13項において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。備考4及び5において同じ。)に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、1戸建ての住宅の額の欄

備考

- 1 及び 2 (略)
- 3 第12項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合における、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカの額の欄に掲げる区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じ額の欄に掲げる額を合計した額(当該合計した額が、カの額の

（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、ア又はイの額の欄）に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、カ又はキの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

4 第12項及び第13項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、ウ又はエの額の欄）に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、オの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

5 第12項及び第13項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、ウ又はエの額の欄）に掲げる額（前項に規定する場合にあつては、当該建築

欄（当該建築物の住戸部分をエ及びオの額の欄に掲げる区分により計算する評価方法による場合は、オの額の欄）に掲げる当該申請の全戸数に応じ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

4 第12項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（第12項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額）及び当該建築物の共用部分の額の欄（第12項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、キの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

5 第12項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（同項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前2項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及び当該住

物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、ウ又はエの額の欄）に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、オの額の欄）に掲げる額を合計した額）及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、カ又はキの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

6 （略）

宅以外の建築物の額の欄（第12項第2号、第4号又は第6号に掲げる場合にあつては、ク又はケの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

6 （略）

7 第13項第1号及び第2号における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の住戸部分をオ、カ又はキの額の欄に掲げる区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ又はキの額の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じ額の欄に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、キの額の欄（当該建築物の住戸部分をオ及びカの額の欄に掲げる区分により計算する評価方法による場合は、カの額の欄）に掲げる当該申請の全戸数に応じ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

8 第13項第1号及び第2号における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定に係る建築物の共用部分を

計算する評価方法による場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあっては、同項の規定により計算した額）及びケ又はコの額の欄に掲げる当該建築物の共用部分の額の欄に掲げる額を合計した額とする。

9 第13項第1号及び第2号における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、オ、カ、キ又はクの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前2項に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額）及びサ、シ、ス又はセの額の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の額の欄に掲げる額（次項に規定する場合にあっては、同項の規定により計算した額）を合計した額とする。

10 第13項の第1号及び第2号における住宅以外の建築物について、判定を行う建築物にスの額の欄に掲げる建築物（以下この項及び次項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、サ又はシの額の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の額及びスの額の欄に掲げる当該工場等の部分の額を合計した額（当該合計した額が、サ又はシの額の欄に掲げる当該判定を行う建築物の額を超える場合にあっては、当該額）とする。

11 前項の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うこと

が適当な建築物として市長が定めるもの（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、スの額の欄に掲げる当該判定を行う建築物の額とする。

12 第13項第4号、第6号及び第9号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ又はカの額の欄に掲げる区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じ額の欄に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、カの額の欄（当該建築物の住戸部分をエ及びオの額の欄に掲げる区分により計算する評価方法による場合は、オの額の欄）に掲げる当該申請の全戸数に応じ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

13 第13項第3号から第6号まで、第8号及び第9号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額）及び当該建築物の共用部分の額の欄（同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあつては、キの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

14 第13項第3号から第6号まで、第

7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

8 第13項第3号及び第4号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」と

8号及び第9号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じ額の欄（同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあつては、エ、オ又はカの額の欄）に掲げる額（前2項に規定する場合にあつては、これらの規定により計算した額）及び当該住宅以外の建築物の額の欄（同項第4号、第6号及び第9号に掲げる場合にあつては、ク又はケの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（備考16及び17において「法」という。）第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数を徴収する。

16 第13項第3号及び第4号における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」

する。

- 9 第13項第5号及び第6号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

- 17 第13項第5号及び第6号における建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

- 18 第13項第7号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分をエ、オ及びカの額の欄に掲げる2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じ額の欄に掲げる額を合計した額（当該合計した額が、カの額の欄（当該建築物の住戸部分をエ及びオの額の欄に掲げる区分により計算する評価方法による場合は、オの額の欄）に掲げる当該申請の全戸数に応じ額の欄に掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

- 19 第13項第7号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあつては、同項の規定により計算した額）及び

キの額の欄に掲げる当該建築物の共用部分の額を合計した額とする。

20 第13項第7号における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、エ、オ又はカの額の欄に掲げる当該申請戸数に応じ額の欄に掲げる額（前2項に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額）及びク、ケ又はコの額の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の額（次項に規定する場合にあっては、同項の規定により計算した額）を合計した額とする。

21 第13項第7号における住宅以外の建築物について、申請に係る建築物にコに掲げる建築物（以下この項及び次項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ク又はケの額の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の額及びコの額の欄に掲げる当該工場等の部分の額を合計した額（当該合計した額が、ク又はケの額の欄に掲げる当該申請に係る建築物の額を超える場合にあっては、当該額）とする。

22 前項の規定にかかわらず、申請に係る建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の申請に係る手数料の額は、コの額の欄に掲げる当該申請に係る建築物の額とする。

23 第13項第8号及び第9号における

建築物について、法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更に該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、備考12から14までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第25号

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該方法により食事の提供を行う場合においてもなお、当該家庭的保育事業所等内で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養</p>	<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該方法により食事の提供を行う場合においてもなお、当該家庭的保育事業所等内で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立</p>

<p>の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われていること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年可児市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(i) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(i) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p>

(2)～(4) (略)

(2)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成
26年可児市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定居宅サービス事業者等 法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ②）に規定する地域包括支援センター運営協議会をい</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域包括支援センター運営協議会 介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</u></p>

う。以下同じ。)の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3千人以上6千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏

に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置に係る基準は、別表左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができるものとする。

域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置に係る基準は、別表左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年可児市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢</p>

者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) (略)

者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) (略)

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第29号

可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年可児町条例第18号）の一
部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>
<p style="text-align: center;">（扶養手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしていないが事実上</u></p>	<p style="text-align: center;">（扶養手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p>

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 重度心身障害者

(通勤手当)

第7条 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 (略)

2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等において勤務する場合に支給する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 重度心身障がい者

(通勤手当)

第7条 (略)

(単身赴任手当)

第7条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移動の直前の住居から当該異動又は公署の移動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮し困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 (略)

2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（以下「週休日等」という。）において勤務をした場合に支給する。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時

<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条、<u>第6条及び第6条の3</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p><u>までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第19条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の第6条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障がい者」とあるのは 「(4) 重度心身障がい者 (5) 配偶者」
(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 」とする。

議案第30号

可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

可児市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年可児市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき資格</u>は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しく</u></p>

工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

は電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。）5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選
- めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選

扱したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者に必要な資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規

扱した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(ii) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規

定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の登録講習の課程を修了した者

ては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格

	<p><u>した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する講習の課程を修了している者とみなす。

議案第31号

可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

可児市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市下水道条例の一部を改正する条例

可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岐阜県条例第33号）により、当該公共下水道又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値2及び3 (略)</p>	<p>第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岐阜県条例第33号）により、当該公共下水道又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値2及び3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第32号

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とす</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とす</p>

ることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

備考

1及び2 (略)

ることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考

1及び2 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項の規定並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた同条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第33号

可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年可児町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を別表のように改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

別表

別表（第4条の3関係）

退職報償金支給額表

階級 勤続年数	団員	班長・部長	分団長	副団長	団長
2年	80,000円	81,600円	87,600円	91,600円	95,600円
3年	120,000	122,400	131,400	137,400	143,400
4年	160,000	163,200	175,200	183,200	191,200
5年	200,000	204,000	219,000	229,000	239,000
6年	212,800	219,800	238,800	249,000	260,000
7年	225,600	235,600	258,600	269,000	281,000
8年	238,400	251,400	278,400	289,000	302,000
9年	251,200	267,200	298,200	309,000	323,000
10年	264,000	283,000	318,000	329,000	344,000
11年	278,000	298,000	337,000	349,000	367,000
12年	292,000	313,000	356,000	369,000	390,000
13年	306,000	328,000	375,000	389,000	413,000
14年	320,000	343,000	394,000	409,000	436,000
15年	334,000	358,000	413,000	429,000	459,000
16年	349,000	374,000	433,000	450,000	486,000
17年	364,000	390,000	453,000	471,000	513,000
18年	379,000	406,000	473,000	492,000	540,000
19年	394,000	422,000	493,000	513,000	567,000
20年	409,000	438,000	513,000	534,000	594,000
21年	431,000	463,200	542,200	569,000	631,000
22年	453,000	488,400	571,400	604,000	668,000
23年	475,000	513,600	600,600	639,000	705,000
24年	497,000	538,800	629,800	674,000	742,000
25年	519,000	564,000	659,000	709,000	779,000
26年	553,000	598,000	697,000	749,000	819,000
27年	587,000	632,000	735,000	789,000	859,000
28年	621,000	666,000	773,000	829,000	899,000
29年	655,000	700,000	811,000	869,000	939,000
30年	689,000	734,000	849,000	909,000	979,000
31年	709,000	754,000	869,000	929,000	999,000
32年	729,000	774,000	889,000	949,000	1,019,000
33年	749,000	794,000	909,000	969,000	1,039,000
34年	769,000	814,000	929,000	989,000	1,059,000
35年以上	789,000	834,000	949,000	1,009,000	1,079,000

議案第34号

可茂広域公平委員会委員の選任について

次の者を可茂広域公平委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
岩田 尚之	岐阜市*****

議案第35号

請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 目的 | 可児市運動公園グラウンド人工芝整備工事 |
| 2 | 方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 金額 | 374,000,000円 |
| 4 | 相手方 | 小池・横山・中濃 特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 | 可児市広見五丁目77番地
小池土木株式会社 代表取締役 小池 秀治 |
| | 構成員 | 可児市大森1530番地2
横山工業株式会社 代表取締役 横山 英司 |
| | 構成員 | 可児市坂戸79番地2
株式会社中濃 代表取締役 義村 晃 |

議案第36号

請負契約の変更について

令和6年6月28日議決による可児市立桜ヶ丘小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）の請負契約（令和6年議案第57号）中、契約の金額「833,800,000円」を「809,833,200円」に変更する。

令和7年2月25日提出

可児市長 富田 成輝